

令和3年度 事業計画

I 農業・農村及び農業委員会組織をめぐる情勢と課題等

1. 農業・農村は、依然、基幹的農業従事者の高齢化の進展や担い手不足が続き、耕作放棄地の増加等が進む中で、新規参入を含めた担い手の育成・確保や農地の利用集積・集約化が喫緊の課題となっている。
2. 本県農業の基幹となる水稻は、人口減や高齢化等による消費量の減少に加え、一昨年から世界中に猛威を振るっている新型コロナウイルスの発生により、米需要量は一段と減少してきており、「新潟米基本戦略」や「園芸振興基本戦略」を着実に実施し、所得の拡大を図ることが課題となっている。
また、近年激甚の度合いを増している台風・豪雨などの自然災害への対応や、畜産におけるCSF（豚熱）や高病原性鳥インフルエンザなどの防疫体制の強化も課題となっている。
3. 農業生産構造では、担い手の減少・高齢化など脆弱化が進行してきており、農業の持続的発展を担う多様な後継者や営農組織・法人における次世代経営者の確保による農業経営の円滑な継承を図るとともに、新規就農・就業者の確保が課題となっている。
また、活かすべき農地・守るべき農地を対象としたほ場整備事業の実施や、農地中間管理事業の積極的な活用等により担い手への農地の集積・集約化を加速していくことが課題となっている。
4. 中山間地域等の農村地域では、高齢化や人口減少が続いており、地域資源を活用した所得と雇用機会の確保、農村に人が住み続けるための条件整備、農村を支える新たな動きと活力の創出が必要であり、中山間地域等直接支払交付金等の日本型直接支払の着実な実施と地域資源を掘り起こし、所得に結びつけることが課題となっている。また、中山間地域の農業生産や生活を脅かしている鳥獣害被害には、地域ぐるみでの取り組みが課題となっている。
5. 国際的には、これまでに発効したTPP11、日EU・EPA、日米貿易協定に加え、日英包括的連携協定（EPA）の発効や、地域的な包括的経済連携（RCEP）の合意など、更なるグローバル化が進んできており、国内農業・農村に与える

影響は政府が講ずる対策を踏まえても予断を許さないことから、今後とも国際的な動向を注視し的確に対応する必要がある。また、国内では農業委員会法改正法施行5年後検証や、国家戦略特区諮問会議・規制改革推進会議等の議論の動向を注視する必要がある。

6. このため、令和3年度は、こうした状況を踏まえ、農業委員会組織は、農地法をはじめとする農地制度の公正・公平な運用はもとより、重点化された「農地利用の最適化」の取組の更なる強化とその成果の確保を中心に、以下の7項目を重点に取り組むこととする。

II 令和3年度の重点推進事項

1. 円滑な事業推進に向けた諸会議等の開催
2. 農地利用の最適化の取り組み推進
3. 法令審議の透明性確保と法令遵守の公平・公正な職務の遂行
4. 農業者等との意見交換や政策提案活動等の推進
5. 担い手の経営改善と新規就農者・人材確保に向けた支援対策の推進
6. 農業者年金加入者の拡大対策等の推進
7. 農業・農業者等に関する情報提供活動の強化

III 事業計画

1. 円滑な事業推進に向けた諸会議等の開催

農業委員会系統組織全体として所期の目的達成と役割を発揮するため、次の会議を開催する。

会 議 の 種 類	備 考
(1) 総会	年2回
(2) 理事会	年3回程度
(3) 常設審議委員会	毎月
(4) 役員会	随時
(5) 監査会	年1回
(6) 農業委員会会長会議	年2回程度
(7) 地域別農業委員会会長・事務局長会議	年1回
(8) 農業委員会事務局長会議	年2回程度
(9) その他必要な会議	

2. 農地利用の最適化の取り組み推進（組織対策）

農業委員会組織が取り組む農地利用の最適化の取り組みは、地域で守るべき農地を明らかにし持続的な地域農業の成長を目指す取り組みとして重要性が一段と増してきており、農業委員会が取り組む最適化（担い手へ農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）の取り組みを支援する。

特に、人・農地プランの実質化や農地利用調整などプラン実行における農業委員会業務を農地利用最適化業務の中心と位置付け、農業委員・農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」）が、地域のコーディネーターなどの役割を果たせるように、各種研修会等での取組事例報告や他市町村の情報収集・提供に努める。

また、プランの実現に向けては、県、農林公社、JA中央会、県土連等関係機関・団体と定期的に連携会議を開催するとともに、重点地区の設定等により優良事例の収集に努める。

(1) 最適化に向けた農業委員会の組織・活動体制の整備強化

- ① 農業委員会の農地利用の最適化の取組を推進するために、農業委員、推進委員及び農業委員会職員の資質向上と事務局体制の強化など活動体制の整備・強化を支援する。併せて、こうした取組に関する情報収集と共有化を進める。
- ② また、体制整備と活動強化をするためには、新体制を支援するために創設された「農地利用最適化交付金」の活用が重要となっていることから、引き続き各市町村における上乗せ条例の整備と農地利用最適交付金のフル活用を目指す取り組みを支援する。
- ③ 全農業委員会の所掌事務の適正執行と農地利用の最適化の推進、特に「人・農地プランの実質化・実行」に向けた取組の強化と成果を確保するため、各種研修会をはじめ、多様な支援活動を行う。

<各種研修会の開催>

区分	研 修 名	備 考
委員 研修	ア 農業委員会会長研修	
	イ 農業委員会役員等研修	
	ウ 新規農業委員・農地利用最適化推進委員研修	
	エ 地域別農業委員会研修	
	オ 女性農業委員等研修	
職員 研修	カ 新任農業委員会職員研修	
	キ 農業委員会業務担当者研修（担当者会議を兼ねる。）	
	ク 課題別農業委員会業務担当者研修	

(2) 農業委員会の活動支援

① 農業委員会活動計画づくりと課題解決への支援

農地利用の最適化を進めるため、農業委員会における「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」、「年度計画」の策定・実践のための助言・協力をを行う。

また、農村現場における「目に見える農業委員会活動」を推進するため、農業委員会における前年度の実施状況等をインターネット等で公表を推進する。

② 農業委員会巡回活動の実施

農業委員会系統組織の活動の推進と連携強化を支援するため、各農業委員会への巡回を実施するとともに、農業委員会業務推進検討会を開催する。

③ 農業委員会の取組の情報収集・提供

農業委員会組織が推進してきた地域農業の振興や担い手育成、遊休農地対策等の取組やその成果について、農業委員会活動事例集や農地パトロール実施状況の作成をはじめ、組織内外に発信し広く理解促進を図る。

(3) 「にいがた農地を活かし担い手を応援する運動」の展開

令和元年度から新たな3カ年運動として、全国運動のもと、「にいがた農地を活かし担い手を応援する運動」に取り組んでおり、本年度も推進要領に基づき、農業委員会組織の活動理念である「農地を守り、地域の担い手を育てる」を柱とした活動を推進する。

併せて、農業委員会活動記録の活用により、課題解決に向けた農業委員会の情報共有活動を支援するとともに、特色ある農業委員会の取組事例や成果を組織内外へホームページにより情報発信する等、「目に見える活動」の実践に向けた取組を強化する。

(4) 自主的組織への支援

「にいがた女性農業委員の会」が取り組んでいる男女共同参画の促進や食育活動等の取組について支援・協力をを行うとともに、「農業委員会新潟県職員研修協議会」が行う事業等を支援する。

また、地区別連絡協議会の行う研修会等の自主的な取組を支援する。

3. 法令審議の透明性確保と法令遵守の公平・公正な職務の遂行（農地対策）

(1) 法令審議を適正に実施するための取組

① 農地法、農業経営基盤強化促進法、農業振興地域の整備に関する法律、土地改良法、土地区画整理法等の規定に基づく知事並びに知事からの権限移譲を受

- けた市町村農業委員会等からの諮問に対する適正な審議及び答申
- ② 農地法に係る案件についての現地調査及び農地相談活動の実施
 - ③ 関係法や制度に係る農業委員会が実施する事務推進の支援

(2) 研修会等の開催

農業委員会の委員等の綱紀肅正を徹底するため、法令遵守による適正な農地制度の執行についての研修等の実施を推進する。

(3) 農地転用許可事務等の適正執行の支援

農地の確保・有効利用を図るため、農地の転用許可事務及び違反転用の処理、農地所有適格法人等の要件確認事務、賃借料情報の公表等が、円滑かつ適正に執行されるよう農業委員会に助言・協力を行う。また、改正地域再生法を踏まえた農地の下限面積制限に係る別段の面積設定が円滑かつ適正に執行されるよう支援を行う。

(4) 農地情報公開システム（全国農地ナビ）の運用の支援

農地情報の公開については農業内外からの注目度が高いため、「全国農地ナビ」において最新かつ精度の高い情報が公開されるよう、「農地情報公開システム」への農地利用状況調査の結果反映や他の法定台帳等との照合等が円滑に実施できるよう、担当者向けの操作研修会を開催するとともに、システム改修や農業委員会における作業手順等の変更等の速やかな情報収集・提供に努める。

(5) 遊休農地対策の計画的な実施に向けた支援

農地法に規定された農地の利用状況調査や利用意向調査（「荒廃農地調査」と「利用状況調査」の統合への対応）、農地中間管理機構との協議の勧告、非農地判断などを計画的かつ着実に実施できるよう「令和3年度農地パトロール実施要領」を作成するとともに、会議・研修会において制度の周知徹底と、定期的な進行管理と助言による支援を行う。

また、基盤強化法等の改正により、所有者不明農地の活用を可能とする仕組みが措置されており、制度の周知を図り農地の有効活用と遊休農地の発生防止に努める。

さらに、遊休農地の発生防止・解消に向けて県担い手育成総合支援協議会が実施する「見える化事業」などの支援策の活用を推進するとともに、耕作放棄地解消事例の収集と情報提供を行う。

(6) 認定農業者等の担い手との連携

農地中間管理機構と連携協定を結んでいる担い手組織と連携した農地集積・集約化を進めるため、情報の提供や担い手を中心となって行った話合い活動の情報収集と提供を行う。また、農業委員会と市町村認定農業者組織の定期的な連携会議の開催を促進する。

4. 農業者との意見交換や政策提案活動の推進（農政・調査対策）

農業委員会における「地域の農業者等との意見交換会」をはじめ、農業・農村現場の声をくみ上げ集約し、農業者の公的代表組織として、農業・農村及び農業経営に関する意見提出や政策要望活動の取組を推進する。

また、全国段階や関係団体と連携した提案・要請活動を実施する。

(1) 提案・要請活動

- 全国農業会議所と連携した全国統一農政活動
- 県及び県議会への施策提案活動
- 県議会議員との農政懇談会の開催
- 新潟県農業委員会大会の開催
- 新潟県農林漁業六団体会長会議と知事との意見交換会の実施

(2) 調査活動の推進

農地の売買価格や農作業料金等に関する情報は農地の有効利用を図る上で重要な情報であることから、各種調査活動を行う。

- 田・畑売買価格等に関する調査
- 農作業料金・労働賃金等に関する調査
- 農業委員会体制の実態調査
- その他政策提案等のための調査

(3) 農政情報の収集・提供

国政情報や法改正情報などの収集及びタイムリーな情報提供に努める。

5. 担い手の経営改善と新規就農者・人材確保に向けた支援対策の推進（経営・人材対策）

(1) 担い手の経営改善に向けた支援

農業会議が事務局を担当する県担い手育成総合支援協議会において、認定農業者等の経営改善に向けた研修会を開催するとともに、新潟県認定農業者会が開催する研修会等を支援する。

また、農業経営相談所の構成機関として農業経営の法人化、円滑な経営継承、経営改善計画の目標達成など経営の諸課題の課題解決を支援する。

(2) 新規参入促進への支援

農業委員会組織内の相互連携を図りながら、就農可能な農地情報や市町村の支援情報等の収集を行うとともに、新規就農者や一般法人等の農業参入に対し農地制度が適正かつ適切に推進されるよう相談活動を行うとともに、参入事例の収集と情報提供等により農業委員会を支援する。

(3) 新規就農者の確保・育成対策

① 新規就農相談事業の推進

県青年農業者育成センターと連携して、「新潟県新規就農相談センター」及び「無料職業紹介所」としての窓口機能を担うとともに、新規就農チャレンジフェアの開催や就農希望者の法人訪問等により新規就業（雇用就農）・独立就農（新規参入）を支援する。

② 農業法人等の雇用対策

青年農業者の育成に向けた雇用就農の促進と定着率の向上を図るため、全国農業会議所から委託を受け、農業法人等が新規採用者に対して行うOJT研修を支援する。

また、働き方改革にむけ農業法人等が雇用・労務管理を改善し、従業員の定着率向上を図るため関係機関・団体と連携して、雇用主や従業員を対象にした研修会の開催等により支援する。

- ・農の雇用事業
- ・就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業

(4) 農業経営者組織の活動支援

新潟県農業経営者協会及びその構成団体（県稲作経営者会議、県施設園芸経営研究会、県養豚経営者会議、県肉用牛経営者会議、大日本農会新潟支会）、並びに（一社）新潟県国際農業交流協会の活動を支援する。また、県担い手育成総合支援協議会の事務局として市町村段階の認定農業者組織を会員とする新潟県認定農業者会の活動を支援する。

6. 農業者年金加入者の拡大対策等の推進（年金事業）

(1) 加入推進活動

第4期中期目標の達成に向け、独立行政法人農業者年金基金、JAと新潟中央会と連携し、新たな年間目標を設定するとともに、農業委員会、JA別目標設定と目標達成に向けた活動を支援する。

特に、各地区に設置する加入推進部長等に対する研修会を開催する

(2) 業務の適正執行に向けた支援

年金の適正な受給に向け、農業委員会・JA担当者への研修会等の開催、日常窓口による指導、助言、被保険者や受給者に対する日常的な相談活動と巡回を行う。

7. 農業・農業者等に関する情報提供活動の強化（情報活動）

農業委員会法に位置づけられた「農業一般に関する情報の提供」について、地域農業の振興、及び担い手の経営発展等に資する情報発信・提供活動を計画的に行う。

(1) 情報の発行等

- ① 農業会議だより「農のかけ橋」の発行
- ② 農政情報（資料）の提供
- ③ 県内農業委員会の活動を広く情報発信するため農業会議ホームページにより農業会議の各種活動を紹介するとともに、各農業委員会の「目に見える活動の実践」を随時紹介する。

(2) 情報提供推進業務の実施

農地利用の最適化の取組とその横展開を図るため、農業委員、推進委員等農業委員会組織関係者との連携のもと「全国農業新聞」及び「全国農業図書」の普及拡大を図るとともに、編集および代金回収等の購読者管理を行う。

また、農業委員会の協力を得て全国農業新聞地方版（新潟版、北信越版、中日本版）の編集を行う。